

建築基準法施行令第百十五條の二の二第一項第四号八に規定するひそし等の構造に関する構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令第百十五條の二の二第一項第四号八に規定するひそし等の構造に関する構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">平成十二年 月 日 建設省告示第 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第百十五條の二の二第一項第四号八の規定に基づき、同号に規定するひそしその他これに類するものの構造に関する構造方法を、次のとおり定める。</p> <p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないひそしその他これに類するものの構造方法は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 耐火構造であるもの 二 令第百十五條の二の二第一項に規定する構造であるもの 三 準耐火構造であるもの 四 防火構造であるもの 五 令第百九條の三第二号八又は第百十五條の二第一項第四号に規定する構造であるもの 六 不燃材料で造られたもの <p>附 則</p> <p>この告示は、平成十二年 月 日から施行する。</p>	

